平成３０年（フ）第４７４号
さいたま市西区大字西遊馬402番地１　グリーンハイツ２号館203
債務者　今　　瞳美（旧姓栗林）
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第８４号
川崎市中原区上丸子八幡町1472番地　サンハイム　202
債務者　山口　智也
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第７５号
大阪府岸和田市磯上町１丁目17番17号
債務者　永岡　市良
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１２３号
大阪府泉大津市池浦町４丁目５番４号東陽マンション106号
債務者　今井　友子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１２７号
大阪府岸和田市天神山町１丁目２番２―402号、前住所大阪府泉南郡岬町望海坂２丁目17番20号
債務者　島田　仁美
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１３０号
大阪府泉南郡熊取町大久保中４丁目18番10号
債務者　松藤　広美
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１３３号
大阪府泉南郡熊取町若葉１－６－９、住民票上の住所大阪府泉南郡熊取町大宮２丁目９番14－３号
債務者　福田　伸治
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１３８号
大阪府泉佐野市鶴原４丁目10番12号２Ｆ
債務者　木下　絢香（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１４４号
大阪府岸和田市大町365番地　サンピア久米田206号
債務者　千田千陽美
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１５６号
大阪府和泉市室堂町５番地の１－５－305、前住所大阪府大阪市中央区谷町３丁目５番９－201号
債務者　そば処なにわこと　野間　昭雄
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第１６４号
大阪府貝塚市橋本684－４－204、住民票上の住所大阪府岸和田市土生町1452番地の１（住民票上の前住所）大阪府岸和田市門前町１丁目５番57―103号
債務者　松谷　　啓
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月20日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成３０年（フ）第４６０号
札幌市東区北26条東15丁目１番45―502号
債務者　坂谷　啓介
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第４６１号
札幌市東区北26条東15丁目１番45―502号
債務者　坂谷　良子（旧姓冨田）
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５０６号
札幌市北区北39条西５丁目２番16号
債務者　山下　　智
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５１４号
札幌市中央区南19条西８丁目１番30―405号
債務者　新保　節子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５５８号
札幌市中央区南６条西７丁目３番地５　フローリッシ６．７―501号
債務者　五十嵐秀喜
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５６３号
北海道江別市大麻沢町22番地の８
債務者　小畑　明子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部